

w4445P-00

合格革命



2019年度版



行政書士

基本テキスト

行政書士試験研究会

過去10年間の出題傾向を徹底分析!

赤シート付き

合格に必要な知識を網羅

豊富な図表に加え、側注にも工夫が満載!

見やすさ
わかりやすさ
抜群!

早稲田経営出版

TAC PUBLISHING Group



はじめに

「最近の行政書士試験は難しくなったから、独学では合格できない」といった声をよく耳にします。「最近の行政書士試験は難しくなった」というのは事実です。平成18年に試験制度が変更されて以来、行政書士試験は、合格率がおおむね1ケタ台の難関資格となっています。

それでは、「独学では合格できない」というのは本当でしょうか？ 確かに、従前の行政書士試験関連の書籍では、最近の難化傾向に対応しておらず、合格レベルに達するには厳しいと言わざるを得ないものが多く見られました。しかし、「資格学校に通う時間やお金は確保できないけれど、絶対に行政書士になりたい!」という夢を実現していただきたいとの思いから、私ども行政書士試験研究会では、独学での合格を可能にするため、日々行政書士試験の分析・研究を続けてまいりました。

その結果、真に独学での合格を可能とする書籍として完成したのが、この「合格革命シリーズ」です。本シリーズは、①インプット用書籍（テキスト）については、見やすさを追求して全ページカラーにし、②アウトプット用書籍（問題集）については、『基本テキスト』の参照ページを付けて復習の便宜を図った上で、③シリーズすべての項目立てを統一することにより、相互のリンクを徹底しました。このように、本シリーズは、今までの書籍には無かった「革命的」に使いやすいものとなっています。

本書は、行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。また、「よくある質問」「引っかけ注意!」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。このように、本書は、「十分な知識量」と「読みやすさ」を兼ね備えた最強のテキストであり、本試験当日まで使える本シリーズの核となる1冊です。

本書がこれから「合格革命」を起こす受験生のみなさんの良き同志となることを心から願ってやみません。

2018年11月

行政書士試験研究会

目次

※は「スタートダッシュ」掲載テーマです。

本書の特長と使い方	9
合格革命シリーズの紹介と合格への道のり	14
試験概要	16

第1部 憲法

▶科目別ガイダンス	22
第1章 総論	25
第1節 憲法の意味	25
第2節 天皇	30
第2章 人権	35
第1節 人権総論 ※	35
第2節 幸福追求権及び法の下での平等 ※	46
第3節 精神的自由権 ※	58
第4節 経済的自由権	75
第5節 人身の自由	81
第6節 社会権	88
第7節 参政権	94
第8節 受益権	97
第3章 統治	100
第1節 国会 ※	100
第2節 内閣 ※	113
第3節 裁判所 ※	121
第4節 財政	134
第5節 地方自治	139
第6節 憲法改正	141

第2部 行政法

▶科目別ガイダンス	146
第1章 行政法の一般的な法理論	151
第1節 行政法総論 ※	151
第2節 行政組織法 ※	156
第3節 行政作用の類型 ※	170
第4節 行政調査	191
第5節 行政上の強制措置 ※	194

第2章 行政手続法	201
第1節 行政手続法総則 ※	201
第2節 申請に対する処分 ※	206
第3節 不利益処分 ※	213
第4節 行政指導	225
第5節 届出	231
第6節 命令等制定手続	232
第3章 行政不服審査法	237
第1節 行政不服審査法総則 ※	237
第2節 審査請求の要件	243
第3節 審査請求の審理手続	248
第4節 審査請求の終了	252
第5節 執行停止	255
第6節 教示	258
第4章 行政事件訴訟法	261
第1節 行政事件訴訟の種類	261
第2節 取消訴訟 ※	263
第3節 無効等確認訴訟	281
第4節 不作為の違法確認訴訟	283
第5節 義務付け訴訟	285
第6節 差止め訴訟	287
第7節 当事者訴訟 ※	290
第8節 民衆訴訟・機関訴訟	293
第9節 仮の救済	295
第10節 教示	300
第5章 国家賠償法・損失補償	302
第1節 国家賠償法 ※	302
第2節 損失補償	314
第6章 地方自治法	317
第1節 地方公共団体の種類 ※	317
第2節 地方公共団体の事務	320
第3節 地方公共団体の機関 ※	323
第4節 地方公共団体の立法	334
第5節 地方公共団体の財務	336
第6節 住民の権利 ※	342
第7節 関与	348

第3部 民法

▶科目別ガイドランス	354
第1章 総則	359
第1節 権利の主体・客体 ※	359
第2節 意思表示	370
第3節 代理 ※	379
第4節 無効・取消し	390
第5節 条件・期限	393
第6節 時効 ※	396
第2章 物権	403
第1節 物権総論 ※	403
第2節 占有権	420
第3節 所有権	424
第4節 用益物権	430
第5節 担保物権 ※	433
第3章 債権	455
第1節 債権の目的	455
第2節 債務不履行	458
第3節 責任財産の保全	463
第4節 多数当事者の債権・債務 ※	471
第5節 債権譲渡	480
第6節 債権の消滅	487
第7節 契約総論	494
第8節 権利移転型契約 ※	499
第9節 貸借型契約 ※	507
第10節 役務提供型契約	515
第11節 契約以外の債権発生原因 ※	523
第4章 親族	538
第1節 夫婦	538
第2節 親子	542
第3節 親権	547
第4節 後見・扶養	550
第5章 相続	553
第1節 相続人	553

第2節	相続の効力	557
第3節	相続の承認・放棄	560
第4節	遺言	562
第5節	遺留分	568

第4部 商法

▶科目別ガイダンス	572
第1章 商法	574
第1節 商法総則 ※	574
第2節 商行為 ※	585
第2章 会社法	601
第1節 会社法総論	601
第2節 設立 ※	604
第3節 株式 ※	612
第4節 機関 ※	625
第5節 計算	649
第6節 持分会社	654
第7節 組織再編	657

第5部 基礎法学

▶科目別ガイダンス	666
第1章 法学概論	668
第1節 法とは何か	668
第2節 法の効力	672
第3節 法の解釈	675
第4節 法律用語 ※	677
第2章 紛争解決制度	681
第1節 裁判制度 ※	681
第2節 裁判外紛争解決手続	688

第6部 一般知識

▶科目別ガイダンス	692
第1章 政治 ※	696
第1節 政治の基本原則	696
第2節 日本の政治	703
第3節 日本の行政	708
第4節 国際政治	712
第2章 経済 ※	715
第1節 経済の基本原則	715
第2節 日本の経済	717
第3節 日本の財政	726
第4節 国際経済	733
第3章 社会 ※	738
第1節 環境問題	738
第2節 社会保障問題	742
第3節 労働問題	748
第4節 消費者問題	751
第4章 情報通信 ※	756
第1節 情報化社会	756
第2節 情報通信用語	759
第3節 情報通信関連法	767
第5章 個人情報保護 ※	774
第1節 個人情報保護法	774
第2節 行政機関個人情報保護法	782
第3節 情報公開法	789
第6章 文章理解	797
第1節 内容把握問題	797
第2節 空欄補充問題	802
第3節 並べ替え問題	806
用語索引	812
判例索引	824

本書の特長と使い方

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験合格に必要な知識をスムーズに習得できるように、様々な要素を盛り込んでいます。以下では、これらの要素について説明しつつ、本書の効果的な学習法を紹介します。

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・出題傾向を把握しよう！

科目別ガイダンス

1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

1 科目の概要を説明しています。本格的な学習に入る前に科目の概要を理解しておく、以後の学習がスムーズになります。

2 出題傾向表

10年間（平成21年度～30年度）分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

(1) 総論

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
憲法の意味	○								○	
天皇										△

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

憲法

行政法

2 本試験の出題傾向が一目でわかるように、過去10年間の本試験で出題されたテーマを一覧表にしています。

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

①人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いため、「精神的自由権」に

3 出題傾向を踏まえた上で、学習すべき内容やテーマを示しています。これにより、効果的な学習が可能になります。

2. テーマの重要度、学習のポイントを確認しよう！

1 本試験での出題可能性の高いテーマから順にA～Cのランクを付けていきます。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

第3節 精神的自由権

重要度 A

学習のポイント



精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

2 講師が各テーマの全体像や学習指針についてアドバイスしています。本文を学習する際には、常に意識しておきましょう。

3. 本文を学習しよう！

1 法律学習の基本である条文を掲載しています。本試験で頻出の重要条文を網羅していますので、新たに六法などを購入しなくても、これ1冊で条文学習は万全です。

2 難しい言い回しを避け、できる限りわかりやすく解説しています。くり返し読んで、理解していきましょう。

1 生存権

第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生存権とは、憲法25条1項の定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」のことです。これは、福祉国家の理想に基づき、社会的・経済的弱者を保護するために保障されています。

生存権については、以下のような判例があります。**※1**

最重要判例

● 朝日訴訟 (最大判昭42.5.24)

事案 朝日氏が受領していた生活扶助が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足りるかどうか争われた。

結論 訴え却下 **※2**

判旨

①生存権の法的性格
25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、**直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではありません。** 図10-22-2-5

②健康で文化的な最低限度の生活の認定判断
健康で文化的な最低限度の生活は、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達・国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量して初めて決定できる。したがって、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣（現厚生労働大臣）の合目的な裁量に委ねられており、その判断は、**不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生じることはない。** 図10-22-4、30-5-1

3 重要語句は赤シートで消えるようになっていきます。赤シートを重ねた状態で重要語句を埋められるようにトレーニングしましょう。

4 判例の中でも特に重要な判例を表の形で掲載しています。事案も掲載していますので、判例を具体的に理解することができます。

6 判旨の中で重要な部分を赤字にしていますので、メリハリをつけて押さえることができます。なお、最重要判例の赤字は赤シートで消えません。

5 長文の判例は分割して小見出しを付けていますので、長文の判例もスムーズに理解することができます。

7 過去の本試験で出題された知識については、出題年度・問題番号・肢番号を付けていますので、重要部分が一目でわかるようになっていきます。なお、**図30-5-1**とは、平成30年度問題5肢1を意味しています。

4. 側注を上手に利用しよう！

1 本文をより理解しやすくするため、充実した側注を付けています。本文を読んでいて※が付いている部分が出て来たら、同じ番号の側注を確認しましょう。側注は、基本的な事項（赤色）と応用的な事項（青色）に分けてありますので、初学者の人は、まずは赤色の側注のみ読んでいくとよいでしょう（2回目以降は青色の側注も読んでみてください）。なお、側注の具体的な内容については、以下の表のとおりです。

1 憲法の特徴

憲法は、①自由の基礎法、②制限規範、③最高法規という3つの特色を備えています。

(1) 自由の基礎法
憲法は、人権を保障する規定を多く置いており、その規定の多くが「〇〇の自由」という名称であることから、自由を基礎づける法であるとされています。

(2) 制限規範
憲法で自由が定められているということは、同時に、国家権力に対してこのような自由を妨げてはならないと宣言しているということです。このこと^{※1}から、憲法は、国家権力を制限する規範であるといえます。^{※1}

(3) 最高法規
①意義

第98条 第3-26

1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令^{※2}、詔勅^{※3}及び国務に関するその他の行

※1 引っかけ注意!

制限規範とは、国家権力を制限する規範という意味であり、国民を制限する規範という意味ではありません。（むしろ国民の暮らしを守る規範です）。

※2 用語

命令：行政機関が制定するルールのこと。

【基本的な事項（赤色）】

※用語	わかりにくい法律用語・専門用語の意味を説明しています。
※具体例をイメージ	本文中の内容をイメージできるような具体例を挙げています。
※重要判例	本試験で出題が予想される重要な判例を掲載しています。
※よくある質問	講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、その質問にわかりやすく回答しています。

【応用的な事項（青色）】

※参考	本文の内容に関連する発展的な事項を掲載しています。
※過去問チェック	本文の内容が実際に出題された過去問を掲載しています。なお、正誤判断のポイントには下線を付けています。
※引っかけ注意！	講師が答案を採点していて気付いた受験生の間違いやすいポイントを指摘しています。
※受験テクニック	講師が覚え方・考え方のコツなど秘伝のテクニックを伝授しています。
※記述対策	記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字などについて指摘しています。
※法改正情報	近時、法改正があった点について説明しています。

5. 確認テストを解こう！

1 テーマごとに1問1答○×式の確認テストを用意していますので、そのテーマの知識が定着しているかをすぐに確認することができます。○×は赤シートで消えるようになっています。

2 ○×の解答のみならず、その根拠となる部分について簡潔な解説を掲載しています。

確認テスト	行政法 — 民法 — 商法 — 基礎法学
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p>	
<p>解答 1 ○ (98条1項) 2 × 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが (99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 3 × 国政についての最高の決定権の意味である。 4 ○ (9条1項)</p>	

6. くり返し読み込もう！

あとは、**1. ~ 5.** をくり返して、行政書士試験合格に必要な知識をどんどん定着させていきましょう！ 1回で理解できなかったとしても、何度も読み込むうちに理解できるようになるので、まったく気にする必要はありません。むしろ、知識の定着のためには、1回ですべてをマスターしようとするのではなく、何回もくり返し学習することが重要です。

本書における法令基準日

本書は、平成30年11月12日現在の施行法令および平成30年11月12日現在において平成31年4月1日までに施行される法令に基づいて執筆されています。

合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、「合格革命シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

学習スタート

1 『スタートダッシュ』

行政書士試験合格のための「初めの一歩」として、行政書士の試験制度や頻出テーマの概要を押さえることで、今後の学習をスムーズにすることができます。また、法律学習の最も基本である条文の読み方についても、この1冊でマスターすることができます。

2 『基本テキスト』

今ココ

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



3 『基本問題集』

(2018年12月刊行)

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することができます。また、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、1つの選択肢ごとに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

入門期

概要をマスター！

実力養成期

必要な知識を定着！

4 『肢別過去問集』

(2018年12月刊行)

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

(2019年1月刊行)

『基本テキスト』の本文部分と基本事項の側注(赤色部分)を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題1000問を出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもお勧めです。



6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

(2019年2月刊行)

条文・判例の穴埋め問題で記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく<基礎編>から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している<応用編>へと進むようになっており、無理なく記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載されていますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。

7

『法改正と直前予想模試』

(2019年4月刊行)

3時間で60問という本試験と同様の実践演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて実施されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。



弱点克服期

苦手分野を克服!

総仕上げ期

実力を最終チェック!

試験概要

1 受験資格

行政書士試験は、年齢・学歴・国籍等に関係なく、**どなたでも受験することができます**。したがって、行政書士試験は、日本で最も公平な資格試験であるといえます。

なお、受験申込みは、例年、**8月初旬から9月初旬の間**に行うこととされています（変更される可能性もありますので、詳細は行政書士試験研究センターのホームページで御確認ください）。

2 試験日・試験時間

行政書士試験は、例年、**11月第2日曜日の午後1時～午後4時**に実施されます。この日まで合格に必要な実力が身に付くよう、計画的に学習を進めていきましょう。

3 試験科目

行政書士試験の試験科目には、法律の知識などが出題される**法令科目**と、一般教養や時事問題・国語（現代文）などが出題される**一般知識科目**があります。

行政書士は「街の法律家」として独立開業をすることができる資格ですから、法令科目が設けられているのは当然のことといえますが、そのみならず一般知識科目も設けられていることは、行政書士試験の特徴といえるでしょう。

なお、行政書士試験の試験科目の詳細は、以下のとおりです。

【平成30年度行政書士試験の試験科目】

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な 法令等 （出題数 46題 ）	憲法、行政法 （行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、 民法、商法 及び 基礎法学 の中からそれぞれ出題し、法令については、 平成30年4月1日現在施行されている法令 に関して出題します。
行政書士の業務に関連する 一般知識等 （出題数 14題 ）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

行政書士試験研究センター「平成30年度行政書士試験のご案内」より

4 試験方法

行政書士試験は、**マークシートを使用した筆記試験**によって行われます。

出題形式は、①5つの選択肢の中から解答を選ぶ**5肢択一式**、②文章の空欄に入る語句を20個の選択肢の中から選ぶ**多肢選択式**、③解答を40字程度で記述する**記述式**の3つがあります。

【5肢択一式】

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

【多肢選択式】

問題2 次の文章の空欄 ア イ ウ エ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

..... ア イ
..... ウ エ

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

【記述式】

問題3。日本の首都はどこであり、それは何と呼ばれる地方に存在するか。40字程度で記述しなさい。

10 15

5 合格基準

行政書士試験は、以下の基準をすべて満たした人が合格となります（問題の難易度によって、補正的措置が加えられることがあります）。

【行政書士試験の合格基準】

1	法令科目の得点が、満点の50%以上であること
2	一般知識科目の得点が、満点の40%以上であること
3	試験全体の得点が、満点の60%以上であること

まず、満点を取る必要はなく、60%で良いという意識を強く持ってください。満点を目指すあまりすべてを完璧にしようとする、勉強が辛くなってしまいます。逆に、**40%は正解できなくても良いのだ**と気楽な気持ちで勉強しましょう。

次に、法令科目・一般知識科目それぞれに足切りがあることに注意してください。つまり、たとえ法令科目で満点を取ったとしても、一般知識科目の足切りをクリアしなければ、合格できないのです。したがって、**法令科目と一般知識科目のバランスをとった学習**をすることが必要となります。

6 得点戦略

上記のような合格基準を効率よく満たすためには、行政書士試験の出題傾向を分析した上で、得点戦略を練る必要があります。

行政書士試験は、平成18年度に試験内容が大きく変更され、平成30年度は以下のような出題傾向となっています。

【行政書士試験の出題傾向】

	科目名	5肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)	配点
法令	憲法	5問	1問	—	28点
	行政法	19問	2問	1問	112点
	民法	9問	—	2問	76点
	商法	5問	—	—	20点
	基礎法学	2問	—	—	8点
一般知識	政治・経済・社会	7問	—	—	28点
	情報通信・個人情報保護	4問	—	—	16点
	文章理解	3問	—	—	12点
	合計	54問	3問	3問	300点

行政書士試験の配点は、法令科目が244点、一般知識科目が56点ですから、圧倒的に法令科目の配点が高くなっています。そこで、**学習の重点も法令科目に置く**ことになります。

法令科目の内訳を見ますと、行政法・民法だけで合格基準（300点満点の60% = 180点）を超えていることがわかります。しかも、行政法・民法では1問20点と配点の高い記述式が出題されています。したがって、**法令科目の学習時間の大半は、行政法・民法の2科目に費やす**ことになります。

これに対して、憲法・商法・基礎法学の3科目は、全部合わせても56点と20%にも満たない配点ですから、基本的な問題を取りこぼさないようにしておけば十分です。むしろ、**憲法・商法・基礎法学の3科目に深入りしすぎて、行政法・民法の学習時間が無くなる**といった事態に陥らないよう**注意が必要**です。

次に、一般知識科目についてですが、56点分しか出題されない上に、出題範囲が膨大ですので、あまり力を入れるべきではない科目といえます。しかし、満点の40%以上得点しないと足切りになってしまいますので、足切りをクリアできる程度には学習しておく必要があります。そこで、ギリギリ満点の40%以上、すなわち**14問中6問正解を目指していきます**。

得点戦略のまとめ

1. 一般知識科目より法令科目に重点を置こう！
2. 法令科目は行政法・民法に重点を置こう！
3. 一般知識科目は最低限の6問正解を目指そう！

7 過去の合格率データ

行政書士試験の過去10年間の合格率の推移は、以下の表のとおりです。

【行政書士試験の合格率の推移】

	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	63,907人	4,133人	6.47%
平成21年度	67,348人	6,095人	9.05%
平成22年度	70,586人	4,662人	6.60%
平成23年度	66,297人	5,337人	8.05%
平成24年度	59,948人	5,508人	9.19%
平成25年度	55,436人	5,597人	10.10%
平成26年度	48,869人	4,043人	8.27%
平成27年度	44,366人	5,820人	13.12%
平成28年度	41,053人	4,084人	9.95%
平成29年度	40,449人	6,360人	15.70%

行政書士試験の合格率は、近時は年度ごとにバラつきがありますが、おおむね1ケタ台後半です。このように、行政書士試験の合格率は決して高いものではありません。

しかし、**受験生の大半はしっかりとした試験対策を講じないまま本試験を迎えてしまった人**ですから、実質的な難易度は見た目ほど高いものではありません。**本シリーズで得点戦略に基づいた試験対策を講じ、無理なく学習を継続していけば、十分合格することができる試験**です。今年度の行政書士試験の合格目指して一緒に頑張っていきましょう！

第 1 部

憲法

▶ 科目別ガイダンス…………… 22

第1章 総論…………… 25

第1節 憲法の意味…………… 25

第2節 天皇…………… 30

第2章 人権…………… 35

第1節 人権総論 ※…………… 35

第2節 幸福追求権及び

法の下の平等 ※…………… 46

第3節 精神的自由権 ※…………… 58

第4節 経済的自由権…………… 75

第5節 人身の自由…………… 81

第6節 社会権…………… 88

第7節 参政権…………… 94

第8節 受益権…………… 97

第3章 統治…………… 100

第1節 国会 ※…………… 100

第2節 内閣 ※…………… 113

第3節 裁判所 ※…………… 121

第4節 財政…………… 134

第5節 地方自治…………… 139

第6節 憲法改正…………… 141

※は「スタートダッシュ」掲載テーマです。

科目別ガイドンス

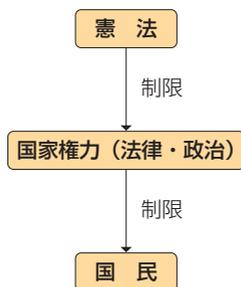
1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

例えば、国家権力が自分に都合のいいように法律を作って国民の財産を奪ったり逮捕してしまったり、国民は安心して暮らすことができません。そこで、憲法は、**国家権力に対して歯止めをかけ、国民の暮らしを守る役割**を果たしているのです。

【憲法と国家権力】



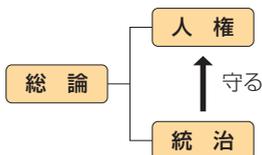
(2) 憲法の全体構造

憲法は、全体に共通する基本原理について定めた「**総論**」、国民の権利について定めた「**人権**」、国の政治の仕組みについて定めた「**統治**」の3つに分けることができます。

なお、「人権」と「統治」はまったく別物というわけではなく、「**統治**」の規定は「**人権**」を守るための手段として存在していることを押さえておきましょう。

以上をまとめると、次のページの図のようになります。

【憲法の全体構造】



2 出題傾向表

10年間（平成21年度～30年度）分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

(1) 総論

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
憲法の意味	○								○	
天皇										△

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

(2) 人権

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人権総論			△		○		○	○	○	○
幸福追求権及び法の下の平等		○	○	○	○	○		○		
精神的自由権	○	○	○		○		○	○	○	○
経済的自由権	○					○			○	
人身の自由		△		△		△		○		
社会権				○			○	○		○
参政権		△								○
受益権										

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

(3) 統治

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国会	○	○	○	△	○	△		○		
内閣	○	△		○		○		△	○	△
裁判所			△	△		○	○	○		
財政		○		○			○		○	
地方自治										
憲法改正										

○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

①人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いので、「精神的自由権」については今年度も出題されるものと思って十分な学習をしておきましょう。また、「人権総論」や「幸福追求権及び法の下での平等」もよく出題されていますので、注意が必要です。

そして、「人権」では、最高裁判所の判例（ある事件について最高裁判所が示した判断）が出題されることが多いので、学習していて最高裁判所の判例が出てきたら、その都度読み込んでいくようにしましょう。また、最高裁判所の判例は、合憲（憲法に違反しない）か違憲（憲法に違反する）かという結論のみならず、そこに至るまでの理由付け（判旨）についても出題されますので、理由付け（判旨）についてもしっかり押さえるようにしましょう。

②統治

「統治」では、ほとんどが「国会」「内閣」「裁判所」のいずれかからの出題であり、その他のテーマからの出題は稀ですから、「国会」「内閣」「裁判所」を重点的に学習しましょう。そして、「統治」では、最高裁判所の判例に加えて、条文知識を問う問題もよく出題されますので、最高裁判所の判例のみならず条文も読み込んでおきましょう。

(3) 近時の出題傾向

近時の行政書士試験の憲法では、簡単な問題（基本的な条文や最高裁判所の判例の知識を問う問題）と難しい問題（聞いたことのないような学者の説を問う問題や、試験の現場でじっくり考えないと解けないような問題）の差が激しいという傾向があります。そこで、憲法では、簡単な問題は取りこぼしのないよう学習し、難しい問題は潔く捨てるといった姿勢が重要となります。

(4) 得点目標

憲法では、6割正解できれば十分といえるでしょう（例年、簡単な問題が6割程度、難しい問題が4割程度出題されます）。

第1章 総論

第1節 憲法の意味

重要度 C



学習のPOINT

ここでは、憲法の特徴や基本原理について見ていきます。試験で直接出することは少ないですが、後の学習の前提となるところで、一読しておきましょう。

1 憲法の特徴

憲法は、①自由の基礎法、②制限規範、③最高法規という3つの特徴を備えています。

(1) 自由の基礎法

憲法は、人権を保障する規定を多く置いており、その規定の多くが「〇〇の自由」という名称であることから、自由を基礎づける法であるとされています。

(2) 制限規範

憲法で自由が定められているということは、同時に、国家権力に対してこのような自由を妨げてはならないと宣言しているということです。このことから、憲法は、国家権力を制限する規範であるといえます。^{※1}

(3) 最高法規

①意義

第98条 圖3-26

- この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令^{※2}、^{しやうちやく}詔勅^{※3}及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、こ

※1 引っかけ注意!



制限規範とは、国家権力を制限する規範という意味であり、国民を制限する規範という意味ではありません（むしろ国民の暮らしを守る規範です）。

※2 用語

命令：行政機関が制定するルールのこと。

※3 用語

詔勅：天皇の意思を表示する公文書のこと。

れを誠実に遵守することを必要とする。

憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられています（これを**最高法規**といいます）。

②憲法尊重擁護義務

第99条

天皇又は**摂政**^{せつしやう}※1及び**国務大臣**、**国会議員**、**裁判官**その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。【過】
1-28-2、17-3-5、29-7-3

憲法の最高法規性は、法律などの下位のルールや国家権力の行使によって危険にさらされる場合があります。

そこで、憲法を危険にさらすような政治活動を事前に防止するため、天皇・摂政や、国務大臣・国会議員・裁判官などの公務員に対して憲法尊重擁護義務が課されています。※2

2 憲法の基本原理

憲法の基本原理には、①**国民主権**、②**基本的人権の尊重**、③**平和主義**の3つがあります。この3つは前文※3において宣言されていますので、まずは前文を読みましょう。※4

前文 【過】2-25

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

※1 用語

摂政：天皇の代理機関のこと。

※2 引っかけ注意!



憲法尊重擁護義務が課せられているのはあくまで公務員であり、一般国民には憲法尊重擁護義務が課せられていません。

※3 用語

前文：条文（1条）の前に置かれ、その法の目的や基本原理を述べるものこと。

※4 参考

前文も憲法典の一部であり、改正をするためには憲法改正手続が必要である。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、^{れいじゆつ} 圧迫と偏狭^{へんきやう}を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(1) 国民主権

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威が国民にあるとする原理のことです。

なお、主権の概念は、一般に、①**国家の統治権**、②**国家権力の属性としての最高独立性**、③**国政についての最高の決定権**、という3つの意味で用いられています。

【主権概念】 図12-6

国家の統治権	国土と国民を支配する権利のこと ※5
国家権力の属性としての最高独立性	国内においては最高、国外に対しては独立であること ※6
国政についての最高の決定権	国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威のこと ※7

(2) 基本的人権の尊重

第11条

国民は、すべての基本的人権^{きよんげん}の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのでき

※5 具体例をイメージ

例えば、「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とするポツダム宣言8項の「主権」である。

※6 具体例をイメージ

例えば、「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とする憲法前文3項の「主権」である。

※7 具体例をイメージ

例えば、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とする憲法前文1項の「主権」や、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」である。

ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

基本的人権とは、人間が生まれながらにして当然に持っている権利のことです。

基本的人権は、①**固有性**、②**不可侵性**、③**普遍性**という3つの性質をもっています。

【基本的人権の性質】

固有性	人間であることにより当然に認められること
不可侵性	国家権力によって侵害されないこと
普遍性	人種・性別などに関係なく誰にでも認められること

(3) 平和主義

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 17-3-2 ※1
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法は、戦争に対する深い反省から、平和主義の原理を採用し、戦争と戦力の放棄を宣言しています。

最重要判例 ● 砂川事件 (最大判昭34.12.16) ※2

事案

国が米軍飛行場拡張のため東京都砂川町の測量を開始し、これに反対した地元住民らが基地内に立ち入った行為が、旧日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反に問われたため、日米安全保障条約の合憲性が争われた。

※1 過去問チェック

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。→× (17-3-2)

※2 よくある質問



◎憲法の判例には「砂川事件」のように事件名が書かれているものがありますが、憲法の判例は事件名まで覚える必要があるんですか？



▲事件名は単なる通称にすぎず、最高裁判所が名付けた正式なものではありませんし、事件名を知らなければ正解できないような問題は出題されませんから、事件名まで覚える必要はありません。

結論 合憲・違憲の判断をしなかった。

判旨 ①戦力の意義

9条2項がその保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権・管理権を行使しうる戦力をいい、**外国の軍隊、たとえ我が国に駐留するとしても、ここにいう戦力に該当しない。**

②自衛権の保障の可否

我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然であるから、**9条により我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、憲法の平和主義は決して無防備・無抵抗を定めたものではない。**

確認テスト

- 1** 憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。
- 3** 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。
- 4** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

解答 **1** ○ (98条1項) **2** × 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが (99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 **3** × 国政についての最高の決定権の意味である。 **4** ○ (9条1項)



学習のPOINT

天皇については、条文からの出題がほとんどですので、条文をくり返し読んでおきましょう。特に、天皇の国事行為（12個）は覚えておきましょう。

1 天皇の地位

第1条

天皇は、日本国の**象徴**であり日本国民統合の**象徴**であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。**過**6-21-1

大日本帝国憲法 **※1** では、天皇は国政に関する最終的な決定権限を有する主権者とされていました。したがって、大日本帝国憲法の下では、天皇が一番偉かったといえます（天皇主権）。

しかし、日本国憲法は、国民を主権者とし、天皇は象徴 **※2** としての地位にとどまるものとなりました。したがって、日本国憲法の下では、一番偉いのは国民であり、天皇ではありません（国民主権）。**※3**

2 皇位継承

第2条

皇位は、**世襲**のものであつて、国会の議決した**皇室典範**こうしつてんぱんの定めるところにより、これを継承する。**過**10-21-1、17-3-1 **※4**

世襲制は、国民の意思とかかわりなく天皇の血縁者に皇位を継承させる制度ですから、民主主義の理念及び平等原則に反するものといえます。

しかし、日本国憲法は、天皇制を存続させるために必要と考

※1 用語

大日本帝国憲法：現在の日本国憲法ができる前の憲法のこと。明治憲法とも呼ばれる。

※2 用語

象徴：抽象的で形のないものを表すための具体的で形のあるものこと。

※3 重要判例

天皇は日本国の象徴であるから、天皇には民事裁判権が及ばない（最判平1.11.20）。**過**29-3-4

※4 過去問チェック

皇位は、**世襲**のものであつて、**国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。**→○（17-3-1）

え、例外的に世襲制を規定しています。※5

3 天皇の権能 ※6

(1) 範囲

第4条

- 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。④6-21-4、10-21-オ

天皇は、憲法の定める国事に関する行為（これを**国事行為**といます）のみを行い、国政に関する権能を有しません。

国事行為は、いずれも形式的・儀礼的な行為です。具体的には、6条に2個、7条に10個あります。

第6条

- 1 天皇は、国会の指名に基いて、**内閣総理大臣**を任命する。④7-21-オ、11-21-ア、18-4-ア
- 2 天皇は、内閣の指名に基いて、**最高裁判所の長たる裁判官**を任命する。④63-30-1、2-23-2、4-25-3、6-21-3、7-21-イ、8-25-ア、10-21-イ、11-25-1

天皇が任命するのは、内閣総理大臣と最高裁判所の長たる裁判官だけです。つまり、行政の長と司法の長といった偉い人たちについては、天皇が直々に任命するのです。

【国家機関の指名・任命】 ※7

	指名	任命
内閣総理大臣	国会 (6条1項)	天皇 (6条1項)
国務大臣	—————	内閣総理大臣 (68条1項)
最高裁判所長官	内閣 (6条2項)	天皇 (6条2項)
長官以外の 最高裁判所裁判官	—————	内閣 (79条1項)
下級裁判所裁判官	最高裁判所 (80条1項前段)	内閣 (80条1項前段)

※5 参考

憲法上、皇位の継承については世襲制が規定されているのみであり、女子の天皇即位は禁止されていない。もともと、皇室典範によって、女子の天皇即位は禁止されている。

※6 用語

権能：ある事柄について権利を主張し行使できる能力のこと。

※7 よくある質問



④指名と任命の違いは何ですか？



④指名とは、誰をその地位につけるかを選ぶ行為にすぎず、指名の時点ではまだその地位についてはまだその地位についてはありません。これに対して、任命とは、その地位についたこととなる効力を発生させる行為のことです。したがって、6条1項を例にとりますと、内閣総理大臣は、天皇から任命された時点で初めて内閣総理大臣の地位につくことになり、国会で指名された時点ではまだ内閣総理大臣の地位を取得していないこととなります。

第7条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- ① **憲法改正、法律、政令及び条約**を公布すること。☞7-21-イ、11-21-オ、18-4-イ、27-7-4
- ② 国会を召集すること。☞2-26-1、7-22-3、8-24-2、9-23-2
- ③ 衆議院を解散すること。☞11-21-イ、15-6-1、18-4-オ
- ④ 国会議員の総選挙の施行を公示すること。☞1-27-2
- ⑤ 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を**認証**すること。☞18-4-ウ、26-6-2
- ⑥ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を**認証**すること。☞1-27-3、3-25-5、7-21-ウ、18-4-エ、30-7-イウ
- ⑦ **栄典**を授与すること。☞1-27-5
- ⑧ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を**認証**すること。☞7-22-4
- ⑨ 外国の大使及び公使を接受すること。
- ⑩ 儀式を行ふこと。

天皇は、内閣の助言と承認により、以下のような国事行為を行います。

①憲法改正・法律・政令 ※1・条約 ※2 の公布

公布とは、成立したルールを公表して一般国民が知り得る状態におくことです。

②国会の召集

召集とは、期日や場所を指定して国会議員に集合を命ずる行為のことです。※3

③衆議院の解散

衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全員の資格を失わせることです。

④国会議員の総選挙の施行の公示

総選挙の施行の公示とは、総選挙の期日を国民に知らせることです。

※1 用語

政令：内閣が制定するルールのこと。

※2 用語

条約：国家と国家の間の文書による合意のこと。

※3 引っかけ注意!



国会の「召集」であり、「招集」ではありません。多肢選択式で「招集」を選ばないように注意しましょう。

⑤ 国務大臣 ※4 その他の官吏 ※5 の任免の認証

認証とは、ある行為が権限のある機関によってなされたことを外部に証明することです。なお、任免とは、任命と罷免の略で、選任したり辞めさせたりすることです。

⑥ 恩赦^{おんしや}の認証

大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権をまとめて**恩赦**と呼びます。要するに、政治的理由により刑罰を免除することです。

⑦ 栄典の授与

栄典とは、特定の人に対してその榮譽を表彰するために認められる特別な地位のことです。

⑧ 批准書その他の外交文書の認証

批准書とは、国家が条約の内容を審査し、確定的な同意を与えた書面のことです。

⑨ 外国の大使・公使の接受

接受とは、外国の大使・公使と儀礼的に面会することです。

⑩ 儀式を行うこと

「儀式を行ふこと」とは、天皇が主宰して儀式を行うことを意味します。※6

(2) 要件

第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、**内閣**の助言と承認を必要とし、**内閣**が、その責任を負ふ。 ㉞6-21-2、9-24-2、11-21-I ※7

天皇が国事行為をするためには、内閣の助言と承認が必要であり、天皇はこの助言を拒否することはできません。

(3) 代行

① 摂政

第5条

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用 ※8 する。 ㉞10-21-7

※4 用語

国務大臣：内閣の構成員である大臣のこと。

※5 用語

官吏：国家公務員のこと。

※6 参考

天皇が全国植樹祭に参列することは、「儀式を行ふこと」に当たらない。 ㉞1-27-1

※7 過去問チェック

天皇の国事に関する行為については内閣の助言と承認を必要とし、天皇は、その行為の責任を負わない。 → ㉞(11-21-I)

※8 用語

準用：ある事項に関する法令の規定を、これと似た別の事項に対して、当然に必要な若干の変更を加えつつ当てはめること。

天皇が成年に達しないときや、精神・身体の重患又は重大な事故により自ら国事に関する行為を行うことができないときは、天皇の権能は、**摂政**が代行します（皇室典範16条）。

②国事行為の委任

第4条

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。  6-21-5、10-21-ウ

摂政を置くほどではないものの、天皇が一時的に国事行為を行うことができないときは、他の者が天皇に代わって国事行為を行うことができます。 **※1**

4 皇室の財産授受の議決 **※2**

第8条

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与 **※3** することは、国会の議決に基かなければならない。

皇室へ財産が集中することや、皇室が特定の個人や団体と特別な関係を結ぶことで不当な支配力を持つことを防ぐため、皇室の財産授受については国会の議決が必要とされています。

※1 具体例をイメージ

例えば、海外旅行や病氣の場合などである。

※2 引っかけ注意!



皇室の財産授受に関する国会の議決（8条）には衆議院の優越は認められませんが、皇室の費用に関する国会の議決（88条）には衆議院の優越が認められます。両者をしっかり区別して覚えておきましょう。

※3 用語

賜与：無償で譲り渡すこと。

確認テスト

- 1** 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- 2** 内閣総理大臣の指名は、天皇の国事行為である。
- 3** 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要とし、国会が、その責任を負う。
- 4** 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

解答 **1** ○ (2条) **2** × 天皇の国事行為は、内閣総理大臣の任命である (6条1項)。 **3** × 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う (3条)。 **4** ○ (8条)

第6章 文章理解 (797ページ~810ページ) は、
文芸作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

■執筆者 プロフィール



豊泉 裕隆（とよいずみ ひろたか）

昭和55年埼玉県生まれ。

平成14年早稲田大学法学部卒。

平成14年行政書士試験合格。

平成23年司法試験予備試験合格。

平成24年司法試験合格。

平成25年12月弁護士登録（埼玉弁護士会所属）。

平成26年3月埼玉県和光市に豊泉法律事務所を開設。

実務の傍ら、平成15年から、司法試験・行政書士試験・公務員試験の教材作成や書籍出版、答案の採点などに携わり現在に至る。

主な著作として、『司法試験・予備試験 逐条テキスト』シリーズ、『合格革命 行政書士』シリーズ、『プロ必携 平成26年改正会社法 逐条完全解説』〔監修〕（以上、早稲田経営出版）、『公務員試験論文答案集 専門記述 憲法』（TAC出版）などがある。

2019年度版 合格革命 行政書士 基本テキスト

発行日 2018年12月20日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2018

管理コード w4445P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。